

一般に「殿」の方が使われている。「文部省公文書の書式と文例」(昭和34・49改定・55改定)でも、あて先の敬称には「殿」を使うことにしている。次は、その文例の一つである。

〇〇第〇〇号
昭和〇〇年〇月〇日

〇〇県教育委員会殿
文部省管理局長

昭和〇〇年度公立文教施設整備費国庫補助金
の額の確定について(通知)

このことについて、別添のとおり文部大臣から確定されましたので通知します。
なお、貴支出官にも別に通知済みですから、念のためお知らせします。
(別添 略)

このように、公用文などで「殿」が引き続き使用されていることには、相手の地位の上下にかかわらずなく使える、公と私の区別が明確になる、官職名や役職名に付けてもおかしくない、などそれなりの理由があると思われる。

ただし、地方公共団体の中には、昭和四十年ごろから、静岡県・神奈川県・愛知県・千葉県などのように、文書中の敬称をすべて又は一部、「殿」から「様」に切り替えているところもある。その他の団体や組織関係でも、外部の団体や一般人にあてた文書の場合は、「殿」でなく「様」を用いるようにしているところがあるようである。

不安定 不干涉 不合格 不賛成
これに対して、「非」が付く場合、「それに該当しない、それ以外である」の意味となる。

非公開 非公式 非合法 非常識 非社会的
非科学的 非現実的 非社会性 非社交的

語によっては、「不」しか付かないもの、「非」しか付かないもの、あるいは両方付くものなどがある。右に挙げた「不」や「非」の付いた語は、その「不」や「非」を互いに交換することはできない。すなわち、「不健康、不安定」は「非健康、非安定」とはならず、また、「非公開、非公式」は「不公開、不公式」とはならないのが普通である。

しかし、「衛生、人情」などの例では、「不」も「非」も付き、結果としてほとんど同じような意味となっている。(夏目漱石の「草枕」に出てくる「非人情」は、人情を超越してそれに煩わされないことといったような意味で、「不人情」と区別して用いられた特別な例である。)(「不合理」「非合理」も互いにほぼ似た意味で用いられるが、一般に、前者が道理に合わないこと、筋の通らないことであるのに対し、後者は哲学用語としても用いられ、知性ではとらえられないこと、理性の範囲を超えていることであるというように、意味あいにも多少の相違が認められる。

なお、否定の意味の接頭語としてほかに「無」があるが、

不見識 不義理 不道德 不品行

「……しない、……していない」の意味となるもの

「無人情、無合理」とは言わない。

また、「ブキミ」「ブサホウ」「ブショウ」などの例では、「不気味・無気味」「不作法・無作法」「不精・無精」の両様の書き方がある。昭和二十三年内閣告示の「当用漢字音訓表」には、「不」に「フ」の音が掲げられていなかったの、仮名書きにするか、「無」に書き換えるかのどちらかであった。昭和四十八年の「当用漢字音訓表」及び昭和五十六年の「常用漢字表」には、「不」に「フ・ブ」の音が掲げられたため、『新聞用語集』(昭和56)では、統一して、「不気味、不作法、無精」を用いることになっている。

また、否定の意味の接頭語としては、さらに「未」があるが、これは「まだ……していない」の意味で、「未決定、未済、未採用、未提出」などと用いる。(『言葉に関する問答集7』63ページ参照。)

〔問40〕「こねる」と「こてる」

〔答〕「こねる」と「こてる」の意味は、どう違うかという問題である。

「こねる」は、こねの死を言う「こねはん(御涅槃)」を下略し、動詞化した語で、死ぬ意味の俗語とされている。これは、江戸末の『俚言集覧』の説であるが、『大言海』(昭和8)は、次のように述べている。

〔死ぬるヲ忌ミテ、四ヲ、五ニ言ヒカヘテ、五ぬる、